

令和4年度 海外ビジネス展開支援補助金
【交付申請手続】よくある質問と回答(QA)

<交付申請について>

Q1 これから交付申請をしようと思うが、すでに発注した費用は補助対象になるか？

A すでに発注した費用については補助対象外です。事業の着手（発注又は契約等）は、必ず交付決定日以降に行ってください。

なお、展示会等の出展については、出展申込みは交付決定日前でも構いませんが、開催日や請求書の発行日及び出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は補助対象になりません。

Q2 他の補助金と一緒に申請は可能か？

A 国や県、市町村や各種団体の補助金に既に申請した経費は、補助対象経費とすることはできません。

Q3 一つの事業者が2回以上申請することは可能か？

A できません。1事業者（代表者が同一の場合も含む）あたりの交付申請回数は1回までです。

Q4 海外からの調達先の多元化について申請することは可能か？

A できます。ただし、審査において、本補助金の目的に資する取組として、海外販路拡大に係る取組を重視します。

Q5 令和2年度及び令和3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」の交付を受けたが、令和4年度「海外ビジネス展開支援補助金」には申請できるか？

A 申請できます。審査に当たり、過去の補助事業の内容を踏まえ審査を行いますので、事業計画書に過去の補助事業との違いがわかるように記載してください。

<補助対象経費について>

【展示会・商談会参加費】

Q6 海外から調達していた部品を国内からの調達に切り替えるために参加する国内展示会の出展費は補助対象になるのか？

A 国内企業のみを対象としている国内展示会への出展費は補助対象になりません。

Q7 国内企業のほか海外企業もターゲットとしている国内展示会に出展する場合は補助対象になるのか？

A 海外企業との取引拡大の効果が見込める内容であれば、国内展示会への参加費も補助対象になります。交付申請の際に、展示会の資料を添付してください。

※ 展示会の資料は、今年度の展示会名・主催者名・概要の分かる資料、及び前年度の出展社・来場者の概要の分かる資料。

Q8 直近1年以内に米国から部・素材を調達していたが、新規に欧州からも調達を開始することを目的とし、米国で開催される国際展示会にて欧州企業と商談する。この場合の展示会入場料、通訳費は補助対象になるか？

A 補助対象になります。

Q9 展示会・商談会で配布するチラシとパンフレットを海外向けに翻訳＋印刷を行うが、全て補助対象となるか？

A 翻訳は、補助対象になりますが、印刷費は補助対象になりません。経費区分は、展示会・商談会参加費になります。

Q10 通常、海外展示会に出展する際には、通訳者に商品説明を任せるが、通訳者の商品に関する理解が乏しいため、売り込みがうまくいかないことが多い。通訳者向けに商品の説明マニュアルを作成したいが、補助対象となるか？

A 補助対象になります。

【広報費(多言語)】

Q11 もともと英語版のパンフレットやチラシを持っているが、海外企業の目をさらに引くために、デザインを変更したい。その経費は補助対象となるか？

A 補助対象になります。経費区分は、広報費(多言語)になります。

【委託費】

Q12 海外の展示会に出展したいが、海外からの特定国を対象にする入国制限があり現地に行くのが困難なため、現地事業者にも事業委託して出展するが、その場合の委託費は補助対象となるか？

A 補助対象になります。経費区分は、委託費になります。

Q13 業務委託の委託先による一部業務の再委託は可能か？

A 基本的に再委託は認められませんが、海外の市場調査について、現地市場に詳しい海外コンサルタントとネットワークを有する国内の市場調査専門事業者へ委託する場合は認められます。

【原材料費】

Q14 海外向けの新菓子の試作開発のため小麦粉を購入するが、補助対象になるか？

A 試作開発のために使用する限り補助対象となりますが、販売を目的とした製品の原材料購入費は補助対象になりません。事業計画書(第1号様式の2)に詳細に記載するようにしてください。なお、購入する原材料等の数量は試作用として使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象となりません。

【外注費】

Q15 海外展開のためパソコンやクレジットカード決済端末機等の物品を購入する場合や、社内にオンライン商談会用ブース等の設備を整備する場合は、補助対象になるか？

A 施設整備費は補助対象になりません。また物品購入は、試作品製作にかかる原材料購入費でない限り補助対象にはなりません。Wi-Fiルーター等の備品購入も補助対象になりません。

Q16 部品の調達先国を変更する場合に変更先国の部品が調達基準を満たすものかを検査する費用がかかるが、補助対象になるか？

A 補助対象になります。ただし、補助対象期間内に検査結果が出ており、費用の支払を終えていること。

【翻訳通訳費】

Q17 商談が成立した際の契約書の翻訳費用は対象となるか？

A 補助対象になります。

【輸送費】

Q18 関税及び輸入消費税が補助対象から除かれているのはなぜか？

A 公租公課は補助対象になりません。国内の通関当局に支払う関税及び輸入消費税は補助対象経費から除外して申請してください。

Q19 国内に支社を持つ海外企業にサンプルを送付する際の輸送費は補助対象になるか？

A 当該海外企業が自国での販売を念頭にサンプルを入手する場合は、補助対象になります。事業計画書(第1号様式の2)にサンプルの送付目的を記載するようにしてください。

Q20 部・素材の調達先又は製品の販売先が負担した費用も補助対象となるか？

A 補助対象になりません。本補助金の交付申請者が負担した費用のみが補助対象になります。

<審査>

Q21 令和2年度及び令和3年度の「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」について、交付決定を受けた内容と同じ展示会への出展で申請できるか？

A 申請できますが、審査に当たり、過去の補助事業の内容を踏まえ審査を行います。事業計画書に過去の補助事業との違いがわかるように記載してください。また、企画性(海外ビジネス展開を図るために適切な目的であって、海外販路拡大等に効果の見込める取組であるか)を重視して採択を行います。